

児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部を改正する件
新旧対照条文

児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第四百十号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」とい う。）第二十七条の六第一項に規定する厚生労働大臣が定める方法に より算定する額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除し て得た額とする。</p> <p>一 別表第一の上欄に掲げる入所給付決定保護者（児童福祉法（昭和 二十二年法律第六十四号。以下「法」とい。）第二十四条の三 第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分 に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額</p> <p>二 別表第二の上欄に掲げる入所給付決定保護者の区分に応じ、それ ぞれ同表の下欄に掲げる額に別表第三の上欄に掲げる入所給付決定 保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加えて得た 額</p>	<p>児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」とい う。）第二十七条の六第一項に規定する厚生労働大臣が定める方法に より算定する額は、次の各号に掲げる施設給付決定保護者（児童福祉 法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」とい。）第二十四 条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下同じ。）の 区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 施設給付決定保護者のうち、施設給付決定（法第二十四条の三第 四項に規定する施設給付決定をいう。以下同じ。）に係る障害児が 十八歳未満であるもの又は二十歳未満の加齢児（令第五十条の二第 二項に規定する加齢児をいう。以下同じ。） 次のイに掲げる額か らロに掲げる額を控除して得た額</p> <p>イ 別表第一の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、そ れぞれ同表の下欄に掲げる額</p> <p>ロ 別表第二の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、そ れぞれ同表の下欄に掲げる額に別表第三の上欄に掲げる施設給付 決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加え て得た額</p> <p>二 二十歳以上である加齢児 次のイからニまでに掲げる加齢児の区 分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる額</p>

イ 認定月収額（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十号）第五十一条の七第一号に規定する認定月収額をいう。）から、次の表の上欄に掲げる就労収入（賃金その他の就労による収入をいう。以下同じ。）の額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。以下「控除後認定月収額」という。）が六万六千六百六十七円を超える加齢児（八及び二に掲げる者を除く。） 六万六千六百六十七円から別表第三の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を控除して得た額と控除後認定月収額から六万六千六百六十七円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額（その額が一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

別表（略）

ロ 控除後認定月収額が六万六千六百六十七円以下である加齢児（八及び二に掲げる者を除く。） 控除後認定月収額から別表第三の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）

ハ 指定施設支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）のあった月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である加齢児であつて、食費等の負担限度額（令第二十七条の六第一項に規定する食費等の負担限度額をいう。）を零以上イ又はロにより算定した額未満とした場合には保護（同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの 零以上イ又はロにより算定した額未満の範囲内で加齢児が保護を必要としない状態となる額のうち最も高いもの

別表第一

入所給付決定保護者の区分		額
一	次項に掲げる者以外の者	七万九千円
二	令第二十七条の二第二号に掲げる者	五万円

別表第二

入所給付決定保護者の区分		額
一	別表第一の一の項に掲げる者	入所給付決定保護者が受けた指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号（法第二十四条の二十四第二項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる額に三・〇四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、当該額が三万七千二百円を超えるときは、三万七千二百円とする。
二	別表第一の二の項に	入所給付決定保護者が受けた指定入所

別表第一

施設給付決定保護者の区分		額
一	次項に掲げる者以外の者	七万九千円
二	令第二十七条の二第一項第四号に掲げる者	五万円

別表第二

施設給付決定保護者の区分		額
一	別表第一の一の項に掲げる者	施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に係る法第二十四条の二第二項（法第六十三条の三の二第三項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により算定された障害児施設給付費の額に九十分の百（法第二十四条の五（法第六十三条の三の二第三項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の規定が適用される場合にあつては、百分の百を法第二十四条の五に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において都道府県が定めた割合（以下「都道府県特例割合」という。）を除して得た割合）を乗じて得た額に三・〇四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、当該額が三万七千二百円を超えるときは、三万七千二百円とする。
二	別表第一の二の項に	施設給付決定保護者が受けた指定施設

二 指定施設支援のあつた月において被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。）である加齢児 零

掲げる者	支援に係る法第二十四条の二第二項第一号（法第二十四条の二十四第二項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる額に三・〇四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、当該額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。
------	--

別表第三

入所給付決定保護者の区分	額
一 入所給付決定に係る障害児が十八歳未満の入所給付決定保護者	三万四千円
二 前項に掲げる者以外の者	二万五千円

附則

平成二十七年三月三十一日までの間は、別表第一の二の項中「第二十七條の二第三号」とあるのは、「第二十七條の二第二号又は第三号」とする。

掲げる者	支援に係る法第二十四条の二第二項の規定により算定された障害児施設給付費の額に九十分の百（法第二十四条の五の規定が適用される場合にあつては、百分の百を都道府県特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額に三・〇四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、当該額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。
------	---

別表第三

施設給付決定保護者の区分	額
一 施設給付決定に係る障害児が十八歳未満の施設給付決定保護者	三万四千円
二 六十五歳以上の加齢児	三万円
三 六十歳から六十四歳までの加齢児又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく障害基礎年金を受給する加齢児のうち障害の状態が同法第三十条第二項に規定する障害等級の一級に該当するもの（前項に掲げる者を除く。）	
四 前三項に掲げる者以外の者	二万五千円

附則

平成二十四年三月三十一日までの間は、別表第一の二の項中「第二十七條の二第一項第四号」とあるのは、「第十七條第一項第二号又は第四号」とする。

